

船舶事故調査報告書

平成29年11月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡															
発生日時	不明（平成29年5月8日 09時ごろ）															
発生場所	不明（岩手県宮古市の宮古湾）															
事故の概要	漁船 ^{みなと} 湊丸は、転覆した状態で漂流しているところを発見され、船長は、宮古市 ^{しおかげ} 汐掛埼付近で発見され、病院で死亡が確認された。															
事故調査の経過	平成29年5月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。															
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 湊丸、0.61トン IT3-32648（漁船登録番号）、個人所有 4.13m（Lr）×1.27m×0.53m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、昭和56年8月6日															
乗組員等に関する情報	船長 男性 73歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年6月25日 免許証交付日 平成25年10月15日 （平成31年5月10日まで有効）															
死傷者等	死亡 1人（船長）															
損傷	不明（全損）															
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 7、視界 良好 海象：波高 約1～2m 汐掛埼の西方約0.9海里（M）に位置する宮古特別地域気象観測所の観測値は、次のとおりであった。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>時刻 (時：分)</th> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>05:00</td> <td>北</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>06:00</td> <td>北東</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>07:00</td> <td>西南西</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>08:00</td> <td>西南西</td> <td>7.8</td> </tr> </tbody> </table>	時刻 (時：分)	風向	風速 (m/s)	05:00	北	1.0	06:00	北東	1.4	07:00	西南西	3.4	08:00	西南西	7.8
時刻 (時：分)	風向	風速 (m/s)														
05:00	北	1.0														
06:00	北東	1.4														
07:00	西南西	3.4														
08:00	西南西	7.8														

	<table border="1"> <tr> <td>09:00</td> <td>西南西</td> <td>6.2</td> </tr> <tr> <td>10:00</td> <td>南西</td> <td>4.8</td> </tr> </table> <p>宮古特別地域気象観測所では、平成29年5月8日08時50分～09時00分の間に最大瞬間風速19.1m/sの南南西風を、09時30分～40分の間に最大瞬間風速22.6m/sの南南西風をそれぞれ観測した。</p> <p>宮古市には、平成29年5月7日04時21分に強風注意報が発表されており、本事故時も継続中であった。</p>	09:00	西南西	6.2	10:00	南西	4.8
09:00	西南西	6.2					
10:00	南西	4.8					
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、一本釣り漁を行う目的で、平成29年5月8日05時00分ごろ宮古港日立浜地区を出港し、08時過ぎごろ宮古市姉ヶ崎北方沖の漁場で操業中のところを僚船の船長に目撃された。</p> <p>他の僚船の船長は、宮古港へ帰航中、宮古湾口付近で本船が転覆した状態で漂流しているのを発見して所属の漁業協同組合に連絡し、10時07分ごろ漁業協同組合の担当者が海上保安庁に通報した。</p> <p>船長は、連絡が取れなくなっていたので、落水して行方不明になったものとして海上保安庁の船艇及び航空機、僚船等による捜索が行われたところ、14時47分ごろ汐掛崎付近に設置されたブイに引っ掛かっているところを発見され、病院に搬送されたが、死亡が確認され、09時ごろ（推定）に短時間で溺死したものと検案された。</p> <p>本船は、後日、海岸に漂着したところを発見され、解撤された。 （付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>						
その他の事項	<p>船長は、本事故当日、家族の車に同乗して宮古港日立浜地区に行き、本船に1人で乗り組んで出港した。</p> <p>船長の家族は、本事故当日、船長が、風が強くなる予報が出ているものの、海が穏やかで操業条件が良いと言っていたのを聞いた。</p> <p>船長は、ふだんから、救命胴衣を着用して本船に1人で乗り組んで出漁しており、05時00分ごろに出港して午前中のうちに帰港していた。</p> <p>船長は、汐掛崎付近で発見された際、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、本事故当時、体調の不良等を訴えていなかった。</p>						
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p> <p>不明 不明 不明</p> <p>船長の死因は、溺死であった。</p> <p>本船は、宮古湾において、船長が落水したものと考えられる。</p> <p>本船は、姉ヶ崎北方沖で操業していたこと、宮古湾口付近で転覆した状態で発見されたこと、風力7の南西風が吹いていたこと及び船長が汐掛崎付近で発見され、09時ごろに短時間で溺死したものと検案</p>						

	<p>されたことから、漁場から宮古港へ帰航中、船長が落水した可能性があると考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、宮古湾において、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船は、風波の影響を受けやすいので、強風注意報等が発表されているときには、^{たぐ}堪航性を考慮して出漁の可否を判断すること。 ・ 操業中、天候が悪化した場合には、早めに最寄りの港に避難すること。

付図1 事故発生場所概略図

